



渡辺利夫医師

今回は2月から皮膚科外来の診療を担当している、渡辺利夫医師を紹介します。

はじめまして、渡辺利夫と申します。私は県立医科大学を卒業後、同大学院で研修を行い郡山市内の病院勤務を経て、郡山市内で渡辺皮膚科クリニックを開業していました。

昨年末、クリニックの閉院により、ご縁があっ

て当病院で皮膚科の診療を担当することとなりました。

これまでの経験を生かし、地域医療に役立つ診療を目指していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

渡辺利夫医師の診療日および受付時間

【診療日：毎週火曜日】

◆受付時間：午前8時30分から正午まで  
午後1時から午後5時まで

※初診の方は、午後4時30分までの受け付けとなります。

【診療日：毎週金曜日】

◆受付時間：午前8時30分から正午まで

※初診の方は、午前11時30分までの受け付けとなります。

☎公立小野町地方総合病院総務課

☎0247-72-3181

## 国民年金コーナー

### ～国民年金保険料は過去5年分まで納められます～

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納付できる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、国民年金保険料専用ダイヤルまたは年金事務所までお問い合わせください。

#### ◆2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・受給資格を得られる場合がある。
- ・将来受け取る年金額が増額する。

779,300円  
(4月時点の満額の年金額) ÷ 年額1,624円が  
480カ月(40年×12カ月) 増額となる

#### ◆後納制度をご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

☎国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課

☎72-6933